第２部　地震災害予防

第１章　地震災害に強い施設等の整備

地震災害に際して被害の軽減を図るためには，各種防災事業を推進し，被害を未然に防止するとともに，被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。

本章では，このような地震災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

第１節　土砂災害・液状化等の防止対策の推進

【関係機関：鹿児島県】

【名瀬：都市整備課・土木課・農林水産課・建築住宅課・総務課】

【住　　用：産業建設課・地域総務課】

【笠利：建設課・農林水産課・地域総務課】

第１　地震土砂災害の防止対策

以下，「一般災害対策編 第２部 第１章 第１節　土砂災害の防止対策 第１　１～９（一般-2-1-1)」参照

１　急傾斜地崩壊防止対策

２　地すべり防止対策

３　土砂災害防止対策

４　山地災害防止対策

５　建築基準法に基づく災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域と同一区域を指定）

６　主要交通途絶予想箇所

７　その他の災害危険箇所

８　災害危険箇所等の調査結果の周知

９　災害発生時の緊急調査体制

10　災害危険箇所の警戒避難体制の整備強化

土砂災害のおそれのある区域について，危険箇所の周知，土砂災害への警戒避難体制の確立等を県と連携して推進する。

（１）災害危険箇所の警戒体制の確立

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は，常日頃から危険箇所の状態について監視し，災害の発生する危険性がある場合には早めに避難できるよう心がける。

なお，気象予報・警報等が出された場合には，災害危険箇所のある地区の住民に対し，速やかに避難誘導等の行動に移行できる体制を確立しておく。

（２）避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

人家等に被害を与えるおそれのある危険箇所の所在する地区を避難対象地区として指定し，地区ごとに避難所，避難路及び避難方法を定めた避難計画を作成するよう努める。

また，必要により，地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱することができる。

（３）避難計画の整備

災害危険箇所等の住民を対象に，下記の内容の避難計画を作成する。

ア　災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数，人口並びに要配慮者及び福祉施設等の状況把握に努める。

イ　住民への情報伝達方法の整備

市防災無線のほか，有線放送，広報車又は消防団員等による戸別広報等の伝達方法について，効果的な運用方法を整備しておく。

ウ　避難場所，避難所及び避難路の指定

災害の種類ごとに災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を指定緊急避難場所として指定するとともに，構造や立地条件等の安全性と利便性に十分配慮し，災害後，被災者を一時的に滞在させるための公共施設等を指定避難所として指定する。避難路について，途中にがけ崩れや浸水，高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。また，指定緊急避難場所や指定避難所での住民の世話人の配備等の措置を講じる。

エ　避難誘導員等の指定

消防団員や自主防災組織のリーダー等，避難する際の誘導員を定め，特に地域の独居老人等の要配慮者については，誘導担当者を定めておく等の措置を講じる。

オ　避難指示等の基準の設定

上記の斜面崩壊等の危険性の把握調査や防災点検の結果を基に，地震時の災害危険箇所における住民への避難指示等の基準を定めるよう努める。

（４）住民の自主的避難の指導

土砂災害の発生のおそれがある場合の住民の自主的避難について，広報紙をはじめ，あらゆる機会を通じて指導に努めるものとする。避難対象地区内の住民避難は，隣保協同の精神に基づいて組織された自主防災組織等により，地域ぐるみで早めに行うよう努める。

このため，市及び各防災機関は，協力して積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

（５）避難訓練の実施

市及び各防災関係機関の長は，地区内の自主防災組織等とも十分連携を取りつつ，適宜，地震時の斜面崩壊等を想定した避難訓練を実施するよう努める。

第２　液状化災害の防止対策

地震等の液状化対策として，建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を，引き続き行っていく。

１　地盤改良及び構造的対策の推進

（１）地盤改良の推進

地域開発等にあたっては，地盤が軟弱である場合は地盤改良等の推進を図る。

（２）構造的対策の推進

市・県等，防災上の重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に，構造物については地盤改良や基礎工法による対策，また地下埋設物については既存施設の技術的改良，新設管の耐震化又は管網のネットワーク化等の補強対策を実施する。

２　液状化対策手法の周知

住民・事業所等に対して液状化対策に関する周知・広報等を行っているが，将来に発生のおそれがある液状化の被害やそれらへの技術的な対応方法等についても，住民や関係方面の周知に努める。

第３　宅地被害の防止対策

県及び市は，大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップの作成に努める

また，大規模盛土造成地マップを公表するとともに，滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において，宅地の耐震化を実施するよう努める。

第４　土砂災害警戒区域・特別警戒区域等

１　土砂災害警戒区域(通称：イエローゾーン)

（１）急傾斜地の崩壊

イ　傾斜度が 30 度以上で高さ５m 以上の区域

ロ　急傾斜地の上端から水平距離が 10m 以内の区域

ハ　急傾斜地の下端から急傾斜地高さの２倍(50m を越える場合は 50m)以内の区域

（２）土石流

土石流の発生のおそれのある渓流において，扇頂部から下流で勾配が２度以上の区域

（３）地すべり

イ　地すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域)

ロ　地すべり区域下端から，地すべり地塊の長さに相当する距離(250m を越える場合は 250m)の範囲内に区域

２　土砂災害特別警戒区域(通称：レッドゾーン)

急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが，通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域

３　山地災害危険地区

山腹の崩壊若しくは土砂の流出等が現に発生し，又は発生する危険があり，人家１戸以上又は公共施設(官公署・学校・病院・道路)に直接の被害を与えるおそれのある地区

第２節　防災構造化の推進

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部】

【名　　瀬：都市整備課・土木課・建築住宅課】

【住　　用：産業建設課】

【笠　　利：建設課】

都市等の基盤施設の整備を推進し，災害の拡大を防ぎ，被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進する。また，個々の災害危険箇所等に対する対策と同時に，土地利用の規制，土地区画整理又は都市計画道路の整備といった総合的な基盤整備事業を通じた防災対策を進めていく必要がある。

また，土地区画整理事業をはじめとする各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより，既成市街地を更新し，新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を推進し，地震災害に備えた安全な都市環境の整備を推進する。

第１　防災的土地利用の推進

以下，「一般災害対策編 第２部 第１章 第３節 防災構造化の推進 第１（一般-2-1-9）」参照

１　土地区画整理事業の推進

２　新規開発に伴う指導・誘導

第２　建築物の不燃化の推進

以下，「一般災害対策編 第２部 第１章 第３節 防災構造化の推進 第２（一般-2-1-10）」参照

１　防火，準防火地域の拡大

２　消防活動困難地域の解消

３　延焼遮断帯の整備

４　消防水利・耐震性貯水槽等の整備

５　その他の災害火災防止事業

第３　道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

以下，「一般災害対策編 第２部 第１章 第３節 防災構造化の推進 第３（一般-2-1-11）」参照

１　道路・公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備

２　共同溝等の整備

３　防災拠点の確保

第４　擁壁・ブロック塀等の工作物対策

以下，「一般災害対策編 第２部 第１章 第３節 防災構造化の推進 第４（一般-2-1-14）」参照

１　擁壁の安全化

２　ブロック塀等の安全化

３　窓ガラス等落下物の安全化

４　屋外広告物に対する規制

５　自動販売機の転倒防止

第３節　建築物災害の防災対策の推進（耐震診断・改修の促進等）

【関係機関：各関係機関】

【名　　瀬：企画調整課・財政課・都市整備課・建築住宅課・教育委員会】

【住　　用：産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠　　利：建設課・地域教育課・地域総務課】

地震時は，建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため，建築物の耐震性・安全性を確保し，建築物の倒壊・焼失等の被害の防止対策を推進する。特に，既存建築物の耐震性の向上を図るため，建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）に基づく「奄美市耐震改修促進計画」によって，耐震診断・耐震改修の促進に努める。

第１　公共施設及び防災基幹施設の耐震診断・耐震改修の促進等

１　公共施設等の重点的な耐震診断・耐震改修の実施

庁舎，消防・警察等の施設，学校，公民館及び医療機関の施設は，災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災基幹施設となるほか，学校又は公民館などは避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため，これらの防災拠点施設や公共施設等のうち，新耐震基準によらない既存建築物については，災害応急対策実施上の重要性，有効性及び地域特性等を考慮し，防災上，重要と判断される建築物を選定して耐震診断を実施し，耐震性の劣るものについては，当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

さらに，乳幼児といった要配慮者が利用する幼稚園・保育所についても，その安全性の確保を図る必要があることから，同様に耐震診断の実施及び耐震改修の推進に努める。

また，災害時の拠点となる庁舎及び指定避難所等について，屋外広告物，窓ガラス，外壁材，天井又は配管等の非構造部材を含む耐震対策等により，発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに，指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には，優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

なお，大規模災害においては，防災拠点施設等の被災により行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため，新たに防災拠点施設等の機能強化対策として，行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。

２　液状化のおそれがある公共施設等の安全化

公共施設等の被害は，地盤の特質や液状化の程度にも関係するため，液状化危険性の高い地域の公共建築物等については防災上の重要性を考慮し，地震時にその機能が損なわれることのないよう，地盤対策や基礎工法を強化するなどの液状化対策を推進する。

第２　一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進等

１　防災指導等による不燃化，安全化及び耐震性の確保の促進

一般建築物の不燃化，安全化及び耐震性の確保の促進に向けた指導に努める。

（１）一般建築物に対する防災指導

ア　建築確認審査等による指導・誘導

特定行政庁である県は，建築確認審査及び完了検査を通して，建築物や敷地等が安全となるよう建築基準法等に基づき指導を行う。

イ　建築制限の指導・強化

災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）内の既存建築物に対する防災指導を実施するとともに，住居の用に供する建築物の建築を制限し，災害を未然に防止する。

ウ　危険予想地域内建築物の安全措置の指導

がけ崩れや浸水その他災害が予想される地域の建築物や敷地等については，安全性確保のための措置を講ずるよう指導・啓発する。

エ　保安上，危険な建築物に対する指導

保安上，危険（がけ上又はがけ下等）であり，又は衛生上，有害である建築物に対して適正な指導を行う。

オ　違反建築物の取締り

不法建築・無届建築等を摘発し，県と連携し，適正な指導を行う。

カ　防災性の高い市街地の整備

(ｱ)　地域・地区の指定のない都市に対する地域・地区制の促進を図る。

(ｲ)　土地区画整理又は道路位置指定等の指導により，宅地の計画的な環境整備を図る。

(ｳ)　建築基準法に基づく総合設計制度等の促進を図る。

（２）既存建築物に対する耐震改修等指導

現行の耐震基準の以前に建設された建築物については，その耐震性が確保されていないことから，建築物の耐震診断・耐震改修の必要性について普及・啓発を図る。また，これら施設に対する災害は，地盤の種別やその液状化の程度にも関係するため，地盤振動や液状化の危険性の高い区域については，特に重点的な耐震性の確保が望まれる。

また，災害時にエレベータにおける閉じ込め防止等を図る。

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため，建築基準法第 39 条の規定による災害危険区域を指定し，住宅等の建築制限を行う。

なお，がけ地に近接した既存不適格建築物のうち，急傾斜地崩壊防止工事などの対象とならない住宅に対して移転促進のための啓発を行う。

（３）融資制度等の活用による不燃・耐震化促進

ア　民間住宅に対する住宅金融支援機構の賃貸住宅融資制度等を活用して，耐火建築物及び準耐火建築物の建設を促進する。

イ　住宅金融支援機構の融資制度等を活用して，住宅の耐震改修を促進する。

ウ　鹿児島県中小企業融資制度（耐震改修支援資金）により，事業用建築物の耐震改修を促進する。

２　住民等への意識啓発

住民に対し，以下の意識啓発を実施する。

（１）建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築物の不燃化等の関係法令について，講習会等を実施することにより，不燃化等の必要性を啓発する。

（２）耐震診断の必要性の啓発

既存建物については，耐震診断・耐震改修相談窓口を開設したり，講習会等を実施することにより，耐震診断の必要性を啓発する。

（３）一般に対する指導啓発内容

ア　建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発

イ　天井材等の非構造部材の脱落防止対策等の推進

ウ　がけ地近接危険住宅の移転に対する指導

エ　コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

（４）専門家の協力による指導・啓発

建築士会，建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て，専門家による耐震診断を推進することにより，耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに，耐震診断を促進するための体制を整備し，また，がけ地近接等危険住宅の移転についても，助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

以下，「一般災害対策編 第２部 第１章 第４節 建築物災害の防災対策の推進 第２　３　（一般-2-1-16)」参照

３　特殊建築物等の安全性の確保

第４節　公共施設の災害防止対策の推進

【関係機関：九州電力・ガス会社・ＮＴＴ西日本】

【名　　瀬：水道課・下水道課】

【住　　用：産業建設課】

【笠　　利：建設課・下水道課笠利分室・水道課笠利分室・産業振興課】

上・下水道，電力，ガス及び通信等のライフライン施設並びに道路・橋梁，港湾・漁港，河川，砂防施設及び空港等の公共施設等は，都市・地域生活の根幹をなすものであり，これらが地震・津波により被害を受け，機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく，特にライフラインの被災は，安否確認，住民の避難及び救命・救助等の応急対策活動等に支障をきたすほか，避難生活環境の悪化等をもたらす。

このため，ライフライン施設や廃棄物処理施設について適確な維持管理に努め，地震災害に強い施設を整備するとともに，災害が発生したときも被害を最小限に止め，早期復旧が図られるよう，系統多重化，拠点の分散又は代替施設の整備等による代替性の確保などの施設の災害防止対策を推進する。廃棄物処理施設については，大規模災害時の稼働により電力供給や熱供給等の役割も期待できることから，始動用緊急電源のほか，電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第１　上水道施設の災害防止

１　地震に強い上水道施設・管路施設の整備の推進

上水道施設は日常生活に不可欠なため，災害に備え，機能が保持できるよう施設整備を行っているが，特に今後の施設更新時を捉えて耐震化を推進するとともに，引き続き以下の対策により被害発生の抑制と影響の最小化を図り，地震に強い上水道施設の整備を推進する。

特に，重要度・緊急度の高い対策から順次，計画的に施設の耐震化を推進するものとする。

（１）水源，管路施設等の上水道供給システムの整備・強化

（２）耐震性能の低い石綿セメント管等から耐震性能を有する管種・継手への早期転換の推進

（３）老朽化した浄水場等の構造物，導水管等の基幹管路の点検・補強及び計画的な更新の推進

（４）水道施設の基幹施設，導水管等の基幹管路の耐震化・停電対策の推進

（５）災害拠点病院や避難拠点施設へ配水する管路の耐震化の推進

（６）配水池の大容量化及び緊急遮断弁の設置の推進

ア　給水区域の分割による配水管網のブロック化の推進

イ　系統間の相互連絡管の整備による広域的なバックアップ体制の推進

ウ　飲料水兼用耐震性貯水槽の整備の推進

以下，「一般災害対策編 第２部 第１章 第５節 公共施設の災害防止対策の推進 第１　２～３（一般-2-1-17）」参照

２　復旧用資機材，応急給水施設等の整備の推進

３　業務継続性の確保

第２　下水道施設の災害防止

以下，「一般災害対策編 第２部 第１章 第５節公共施設の災害防止対策の推進 第２（一般-2-1-18)」参照

１　災害に強い下水道施設・管路施設の整備の推進

２　集中監視システムの活用

３　業務継続性の確保

第３　電力施設の災害防止

１　電力設備の地震・津波災害予防措置

九州電力株式会社は，以下の方法により，地震災害に伴う電力施設被害防止のための恒久的設備対策を推進し，電力施設の耐震性確保及び被害軽減のための施策を実施する。

（１）水力発電設備

水力設備の耐震設計は，発電用水力設備に関する技術基準，河川管理施設等構造令及びダム設計基準等により行う。電気設備の耐震設計は，発電所設備の重要度その地域の予想される地震動などを勘案するほか，変電所等における電気設備の耐震対策指針により行う。建物の耐震設計は，建築基準法により行う。

（２）火力発電設備

機器の耐震は，発電所設備の重要度その地域で予想される地震動などを勘案するほか，発電用火力設備に関する技術基準法に基づいて設計を行う。建物の耐震設計は建築基準法により行う。

（３）送配電設備

架空電線路 …… 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため，同基準に基づき設計を行う。

地中電線路 …… 送電設備の終端接続箱・給油装置については，「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は，土木学会「トンネル標準示法書」等に基づき設計を行う。また，送配電設備は地盤条件に応じて，可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

（４）通信設備

屋内設置装置については，構造物の設置階を考慮した設計とする。

２　防災業務施設及び設備の整備

（１）観測・予報施設及び設備の強化，整備

局地的気象の観測を行うことにより，ラジオ・テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため，必要に応じ，雨量，流量，潮位，波高等の観測施設及び設備の強化並びに整備を図る。

（２）通信連絡施設及び設備の強化，整備

災害時の情報連絡及び指示・報告等のため，必要に応じ，無線・有線設備等の諸施設及び設備の強化並びに整備を図る。

３　災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え，平常時から復旧用資材，工具及び消耗品等の確保に努めるとともに，災害対策用資機材の輸送計画を樹立し，車両，船艇及びヘリコプター等の輸送力の確保に努める。また，常にその数量を把握しておくとともに，入念な整備点検を行い非常事態に備える。

４　電気事故の防止対策

災害による断線又は電柱の倒壊若しくは破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため，次の事項を中心に，一般公衆に対して常日頃からテレビ・ラジオ・新聞等の報道機関ほか，ホームページ・携帯電話サイトによる情報発信及びパンフレット・チラシの作成配布による広報活動を行う。

- 無断昇柱，無断工事をしないこと。
- 電柱の倒壊折損，電線の断線・垂下等の設備の異常を発見した場合は，速やかに最寄りの九州電力の事業所に連絡すること。
- 断線・垂下している電線には絶対触れないこと。
- 浸水・雨漏りなどにより冠水した屋内配線及び電気器具等は危険なため，使用しないこと。
- 屋外に避難するときは，安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- 電気器具を再使用するときは，ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- その他事故防止のため留意すべき事項。

また，病院等の重要施設については，災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため，自家用発電設備の設置を要請する。

５　防災訓練による施設復旧体制の整備

災害対策を円滑に推進するため，年１回以上の防災訓練を実施するとともに，国及び地方自治体が実施する防災訓練には積極的に参加する。

第４　ガス施設の災害防止

１　ガス施設の災害防止措置の実施

ガス事業者は，地震災害が発生した場合にガス施設の災害を防止できるよう，以下のとおり施設や導管の耐震化を図る。

（１）ガス製造所，供給所等の設備の整備及び維持管理

ガス発生設備，原料貯蔵設備，ガスホルダー及び防火設備等については，耐震性を考慮して整備する。また，緊急遮断設備等の整備を行って，地震災害の軽減を図る。各設備の維持管理については，保安規程に基づいて定期的な保守点検・整備等を行う。

（２）導管関係整備

導管及び整圧器，バルブ等の付属設備については，ガス工作物の技術基準に基づいて設置し，定期的な保守点検を行う。

導管のうち，新設導管については耐震性の高いガス導管を採用する。既設導管についても計画的に耐震性の高いガス導管へ変更するよう努める。また，特に高圧導管の設置にあたっては，路線地盤の強弱等に十分配慮するよう計画する。

２　ガス施設の応急復旧体制の整備

ガス事業者は，地震災害が発生した場合，迅速かつ的確な措置により二次災害の防止及び供給停止地域の極小化を図れるよう，以下の対策を実施する。

（１）応急復旧体制の整備

機動的な応急復旧体制を整備し，地震時措置要領等の整備に努める。

（２）設備対策計画の作成

設備対策に必要な情報の入手等を行い，データを整備して設備対策を講じる。

（３）緊急対策，復旧対策

被害情報の収集，初動体制，ガス供給停止及び供給開始等，緊急時対策及び復旧対策を計画的に講じるよう努めるとともに，緊急措置ブロックの形成を推進する。

（４）支援体制

地震被害の程度によって,応援隊の派遣要請及び需要家に対する代替エネルギーの確保等に努める。

３　需要家への啓発対策

ガス事業者は，平常時からマスコミ等を活用して災害時の注意事項等を広報し，需要家の意識の啓発に努める。

第５　通信施設の災害防止

１　電気通信設備等の耐震性の確保（防災設計による）

西日本電信電話株式会社鹿児島支店は,通信施設の耐震性の確保に関する事業を推進することにより，地震災害等の災害時の一般通信サービスの確保を図るため，通信施設について以下に示す予防措置を講じる。

（１）電気通信施設・設備の耐震化

電気通信施設・設備の耐震化を図る。特に局舎（電話局等）については，既往最大規模の地震事例を参考として耐震・耐火構造化を推進する。

（２）通信用機器の耐震化

局舎内に設置する電信・電話データ通信用機器は，振動による倒壊又は損傷を防止するため，支持金物等による耐震措置を行う。

（３）非常用予備電源の確保・整備

非常用予備電源として，蓄電池・初動発電機を常備する。

（４）交換局・基地局等の耐震性等の強化

基礎の嵩上げや扉構造等の強化（防水仕様）及び給排気口の取付場所，局舎内部での基礎架台の高さなどの耐震性等の強化を図る。

２　通信設備の確保

（１）架空ケーブルの地下埋設化

架空ケーブルは，地震による二次的災害（火災）に比較的弱いので，寸断等のおそれがある区間は地下埋設化を推進する。

（２）橋梁添架ケーブルの耐火防護・補強

橋梁添架ケーブルは，二次的災害の被害を想定して耐火防護・補強を実施する。

（３）局間地下ケーブルの経路の分散化

電話局相互間を結ぶ地下ケーブルの経路の分散化を推進する。

（４）通信サービス実施体制の整備

災害が発生した場合に，迅速かつ的確に通信サービスを確保するため，予め定められた次の措置計画により，万全を期する。

ア　回線の切替え措置方法

イ　可搬無線機，工事用車両無線機及び予備電源者の運用方法

ウ　重要局所被災時の措置方法

エ　災害対策用電話回線の作成

オ　一般通話の制限（大規模地震等広域な災害が発生したとき又は予知されたとき，これら地域に対する重要通信を確保するため，必要により一般通話を制限する。）

３　災害対策用機器及び車両の確保

災害発生時において通信サービスを確保し，又は被害を迅速に復旧するために予め保管場所及び数量を定め，必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備する。

（１）非常用衛星通信装置

（２）無線装置

（３）交換装置

（４）伝送装置

（５）電源装置

（６）応急復旧用諸装置

４　防災演習の実施

災害対策を円滑に推進するため，災害対策情報連絡演習，災害対策復旧計画演習及び災害対策実施作業演習に関する防災演習を実施する。

第６　道路・橋梁の災害防止

１　道路施設の整備

道路は，災害時の消防，救出・救助，避難，医療及び救援活動の際，重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため，国・県・市等の各道路管理者は，既存道路施設等の耐震性の確保を基本に，以下の防災・耐震対策等に努める。

（１）所管道路の防災補修工事

道路機能を確保するため，所管道路については，道路防災総点検等に基づいて対策が必要な箇所において法面の補強等の防災対策工事を実施する。

（２）所管道路の橋梁における耐震対策工事

所管道路における橋梁の機能を確保するため，各管理者においては，橋梁定期点検等に基づいて対策が必要な橋梁について，架替，補強及び落橋防止装置等の耐震対策工事を実施する。

（３）トンネルの補強

トンネルの交通機能の確保のため，所管トンネルについて安全点検調査を実施し，補強対策工事が必要であると指摘された箇所について，トンネルの補強を実施する。

（４）道路施設の老朽化対策

道路機能を確保するため，老朽化した道路施設について，長寿命化計画の作成・実施等により，その適確な維持管理に努める。

２　緊急輸送道路ネットワークの形成

地震の発生直後からの救助・救急，医療及び消防活動に要する人員や救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため，道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため，防災拠点間について，道路管理者においては多重化や代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し，これらの道路の拡幅，バイパス等の整備又は上記による防災・耐震対策を推進する。

３　道路啓開用資機材の整備

道路管理者は，事故車両，倒壊物及び落下物等を排除して，地震災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう，レッカー車又はクレーン車で工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

第７　港湾・漁港施設の災害防止

１　拠点港湾機能の確保

港湾・漁港施設は，地震災害時の緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送に充てられることから，港湾・漁港管理者は，対象地域の拠点港湾・漁港を指定し，施設の耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施及び適確な維持管理に努め，海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する。

２　港湾・漁港施設の機能確保

港湾・漁港施設は，海上交通ルートによる避難，救助及び輸送を行ううえで極めて重要な役割を果たすため，その拠点を整備しておく必要がある。このため，港湾・漁港管理者は，特に重要な拠点港湾及び離島の生活を支える港湾において，耐震強化岸壁，港湾緑地，背後道路等の整備及び既存施設の老朽化対策に努め，地震災害後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

３　港湾・漁港施設の整備

本市の拠点港となる名瀬港の港湾管理者は，岸壁，緑地及び臨港道路等の耐震化を計画的に推進する。

第８　河川施設の災害防止

１　河川施設の災害防止事業の推進

（１）河川施設の整備状況

本市は，台風常襲地帯かつ多雨地帯という極めて厳しい自然条件のもとにあり，未改修河川が多いため，長期的展望に立って緊急度の高い氾濫区域の洪水防御を主眼とし，河川環境にも十分配慮しつつ，整備事業を推進していく。

（２）河川施設の整備方策

本市の河川は，一定規模の風水害に耐え得るよう整備されており，通常の地震に対しても堤防への大きな被害は生じないと思われるが，通常の水位や潮位に比べて境内地盤が低いところや護岸施設等の老朽化が進行しているところでは，地震時の液状化等による堤防の被害が生じた際，大きな浸水被害をもたらすおそれがある。

このため，河川管理者は，地震災害を念頭にした河川堤防の災害防止対策として後背地の資産状況等を勘案し，必要区間に対する整備を進めるとともに，適確な維持管理に努める。

２　河川水の取水体制の整備

河川管理者は，地震後の断水時において消防水利や生活用水が不足する事態に備え，河川水等を緊急時の消化・生活用水として確保するため，階段護岸又は取水用ピット等の整備を促進する。

第５節　危険物災害等の防止対策の推進

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部・各関係機関】

【名　　瀬：商工政策課・総務課】

【住　　用：産業建設課・地域総務課】

【笠　　利：産業振興課・地域総務課】

消防機関は，危険物（消防法　第２条第７項）による災害の発生及び拡大を未然に防止するため，消防法及び関係法令に基づく規制，保安意識の高揚，自主保安体制の確立等を図る。

これらの危険物施設に対しては，次の方針により消防組合及び警察署等の関係機関と協力して災害発生及び拡大の防止を図る。

第１　危険物の保安対策

１　危険物対策

（１）危険物対策

地震による危険物施設からの漏洩・爆発又は特殊火災のおそれがある場合，消防組合が定める「消防計画」に基づき，統制ある危険物対策を行う。

（２）危険物又は高圧ガス等の災害の発生に際して，被害の拡大防止を効果的に実施できるよう，事前に整備されている各種設備・施設等を活用するほか，関係住民や事業所の管理者等に対する災害状況の実態に関する情報の伝達に務め，避難の指示を行う必要が生じた場合，その適切な広報に努める。

第２　危険物施設災害

１　危険物施設保安対策

災害が発生するおそれがあるとき，災害危険物等に対する管理者（占有者及び所有者を含む。以下同じ）の保管措置について確認し，又は指示し，災害の発生を防止する。

（１）消防法に定める危険物貯蔵所等の所有者に対し，保安監督について指導・監督を行う。

（２）必要に応じ，危険物貯蔵所等の所有者に対し，資料の提出，報告又は立入検査等，危険物に対する規制と指導を行う。

２　危険物災害予防対策

（１）危険物取扱者，危険物保安監督者，危険物保安統括責任者及び危険物施設保安員の責任体制の確立を指導する。

（２）関係事業所は，緊急時の応急対策の実施に備え，災害用装備資機材等を予め整備・充実しておく。また，備蓄（保有）資機材等は随時点検を行い，保管に万全を期する。

ア　オイルフェンス

イ　中和剤

ウ　吸着マット

エ　水質汚濁防止のための資機材等

第３　高圧ガス災害予防対策

１　自主保安体制の確立

高圧ガス関係事業者は，法令に基づく規制（高圧ガス保安法等），保安意識の高揚，取締りの強化に努めるとともに，自主保安体制については，関係機関の要請に応じ，これに協力して災害防御に努める。

（１）高圧ガス関係事業者に対し，保安教育の実行及び自主検査の徹底を指導する。

（２）高圧ガス関係事業者の自主的な防災組織である「高圧ガス地域防災協議会」や高圧ガス関係団体が実施する自主保安活動を要請する。

第４　火薬類災害

火薬類は，土木・建築・採石事業等に関連して活用され，一旦その取扱いを誤れば爆発や火災等から重大な災害を引き起こすおそれがある。

このため，火薬類関係事業者は，法令に基づく規制，保安意識の高揚，取締りの強化に努めるとともに，自主保安体制等については，周辺関係機関の要請に応じ，これに協力して災害防御に努める。

第５　毒物・劇物災害

毒物・劇物取扱い事業者は，製造，販売又は使用のあらゆる段階に係る規制，指導及び災害予防対策について周辺関係機関の要請に応じ，これに協力して災害防御に努める。

第６節　地震防災緊急事業の五箇年計画の推進

【関係機関：鹿児島県・奄美市】

地震防災上，緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため，「地震防災対策特別措置法（平成７年法律第 111 号)」に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業を推進する。

地震防災上，特に緊急を要する以下の施設の整備を重点的・計画的に推進する。

第１　地震防災緊急事業五箇年計画

１　地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災対策特別措置法第２条において，知事は，人口や産業の集積等の社会的条件及び地勢等の自然条件を総合的に勘案して，地震により著しい被害が発生すると見込まれる地区について「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成することができると定められている。

２　計画年度

第一次地災緊急事業五箇年計画（平成８～12 年度）
第二次地災緊急事業五箇年計画（平成 13～17 年度）
第三次地災緊急事業五箇年計画（平成 18～22 年度）
第四次地災緊急事業五箇年計画（平成 23～27 年度）

３　対象事業

市が実施する事業については，次の施設等の整備等である。

（１）避難地
（２）避難路
（３）消防用施設
（４）消防活動が困難である区域の解消に資する道路
（５）緊急輸送を確保するため必要な道路，交通管制施設，ヘリポート，港湾施設又は漁港施設
（６）共同溝，電線共同溝等の電線又は水管等の公益物件を収容するための施設
（７）公的医療機関又はその他法令で定める医療機関のうち，地震防災上，改築又は補強を要するもの
（８）社会福祉施設のうち，地震防災上，改築又は補強を要するもの
（９）公立の小学校又は中学校のうち，地震防災上，改築又は補強を要するもの
(10) 公立の盲学校，ろう学校又は養護学校のうち，地震防災上，改築又は補強を要するもの
(11) 第７号から第 10 号までに掲げるもののほか，不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち，地震防災上，改築又は補強を要するもの
(12) 海岸保全施設又は河川管理施設
(13) 砂防施設，森林保安施設，地すべり防止施設，急傾斜地崩壊防止施設又はため池で，家屋の密集している地域の地震防災上，必要なもの
(14) 地域防災拠点施設
(15) 防災行政無線設備その他の施設又は設備

(16) 井戸，貯水槽，水泳プール，自家発電設備その他の施設又は設備
(17) 非常用食糧及び救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
(18) 救護設備等，地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
(19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第７節　地震防災研究の推進

【関係機関：鹿児島県・奄美市・各関係機関】

市及び関係機関等は,関係研究機関との協力により,地震及び地震防災に関する調査研究を実施し,その成果の活用に努めるものとする。

第１　重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

地震動や液状化，津波等による被害を軽減し，各種救援活動の拠点としての機能を確保するため,公共建築物・構造物，港湾等の耐震性や液状化又は津波等による機能障害の予測等に関する調査に努める。

第２　地域危険度の調査研究

以下,「一般災害対策編 第２部 第１章 第７節 防災研究の推進 第１ (一般-2-1-24)」参照

第２章　迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え

地震災害に際して，迅速かつ円滑な震災応急対策を実施するためには，事前に応急対策の実施体制や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

本章では，このような震災対策への事前の備えについて定める。

第１節　防災組織の整備

【関係機関：鹿児島県・奄美市社会福祉協議会・大島地区消防組合消防本部】

【名　　瀬：企画調整課・総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

地震が発生した場合，人命の損傷をはじめ，家屋の倒壊，火災，がけ崩れ，津波や水害の発生又は道路やライフライン等の生活関連施設の損壊等，市内の広範囲にわたって被害の発生が予想される。

このため，被害の拡大を防ぎ，被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう，県，市及び各防災関係機関は，それぞれの計画に基づき，迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進する。

また，防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し，男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより，地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

第１　応急活動実施体制の整備

１　職員の動員・配備体制の強化

職員を地震発生の初期からできる限り早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは，応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで極めて重要である。

このため，市，県及び各防災関係機関は，それぞれの機関において実情に応じ，専門的経験・知見を有する防災担当職員の確保及び育成，参集基準及び参集対象者の明確化，連絡手段の確保，参集手段の確保，参集職員が徒歩で参集可能な範囲での必要な宿舎の確保及び携帯電話などの参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し，職員の非常参集体制の整備を図る。

なお，市は職員が災害発生後，速やかに配備に就き，職務に従事・専念できるよう，以下の対策を推進する。

（１）防災活動体制の整備

災害発生時に速やかに対処するため，平常時から応急対策等に必要な防災体制，防災施設や設備の使用を含め，事前に各種体制の確立に努める。

（２）初動体制の確立

市災害対策本部・支部や初動段階の職員参集基準，連絡手段の確保，参集手段の確保又は携帯電話等，参集途上での情報収集・伝達手段の確保等について事前に検討しておく。

（３）庁内執務室の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に，執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう，備品の固定化や危険物品の撤去等，庁内執務室の安全確保に努める。

（４）災害対策本部運営体制の整備

災害発生の初動期において，速やかに職務に従事，専念できる体制を整えるため，次の対策を推進する。

ア　家庭における安全確保対策

職員が自己の職務に専念できることを可能にするため，職員はもちろん家庭にも防災対策を徹底し，被害を最小限に止めるように努める。

イ　災害対策職員用通信手段の確保

市災害対策本部・支部との連絡体制を確立するため，携帯電話等の通信手段等の拡充を検討する。

ウ　災害対策本部（本庁・支所）運営・初動マニュアルの作成

誰もが手際よく災害対策本部の対応行動が取れるよう，情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアル等は必要に応じて見直しを行い，職員の習熟に努める。

（５）地域の防災中枢機能等の確保・充実

災害発生後に避難所となる施設や災害応急対策活動等のベースキャンプとなる施設を中心に，平常時から防災知識の普及啓発，地域防災リーダー等の教育，訓練及び防災資機材や物資備蓄等の整備・拡充を推進する。

（６）災害対策本部・支部職員用物資の確保

災害対策本部・支部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう，少なくとも２～３日分の飲料水，食糧及び毛布等を備蓄する。

第２　平常時の防災組織相互の連絡調整，体制の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第１節 防災組織の整備 第２（一般-2-2-2)」参照

１　情報連絡体制の充実

２　自衛隊等関係機関との連絡体制の整備

第３　公的機関及び各防災関係機関の業務継続性の確保

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第１節 防災組織の整備 第３（一般-2-2-2)」参照

１　業務継続性の確保

２　業務継続計画

第４　広域応援体制の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第１節 防災組織の整備 第４（一般-2-2-3)」参照

１　応援体制の整備

２　市町村間相互応援体制の整備

３　緊急消防援助隊の編成

第２節　通信･広報体制の整備

【名　　瀬：企画調整課・財政課・福祉政策課・デジタル戦略課・総務課】

【住　　用：市民福祉課・産業建設課・地域総務課】

【笠　　利：いきいき健康課・産業振興課・地域総務課】

大規模な地震が発生した場合，通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため，被害の拡大を防ぎ，被災者の救援に全力を挙げて対応するため，市，県及び各防災関係機関は，災害に強い複数の通信回線の確保，長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備並びに通信機器等の保管設置場所の嵩上げ及び複数化など，通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

第１　通信施設の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第２節 通信・広報体制の整備 第１（一般-2-2-4)」参照

１　防災行政無線通信施設の整備

２　通信施設の運用体制の充実・強化

３　通信回線の整備

第２　災害時優先電話（有線通信設備）の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第２節 通信・広報体制の整備 第２（一般-2-2-5)」参照

第３　各種防災情報システムの整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第２節 通信・広報体制の整備 第３（一般-2-2-5)」参照

１　防災情報の一元化

２　防災情報システムの整備

３　独立電源施設の確保

第４　広報体制の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第２節 通信・広報体制の整備 第４（一般-2-2-6)」参照

１　多様な情報メディアの活用

２　広報・広聴体制の確立

３　情報の収集整備計画

第５　孤立化するおそれのある集落との通信の確保

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第２節 通信・広報体制の整備 第５（一般-2-2-7)」参照

第３節　地震・津波観測体制の整備，観測資料の活用

【関係機関：名瀬測候所・鹿児島県】

【名　　瀬：総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

地震による災害を未然に防止し，又は軽減するため，震度等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。

第１　地震観測体制の整備

１　鹿児島地方気象台における地震災害等に関する業務体制の整備

鹿児島地方気象台は，気象庁防災業務計画に基づき，地震災害等に関する業務体制の整備・充実を図る。

（１）観測施設の整備充実

県下及びその周辺域の地震活動等を監視するため，地震計や津波観測施設などを適切に整備・配置し，地震観測及び津波観測を実施するとともに，関係行政機関，県・市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

（２）気象庁が発表する地震等に関する情報等を，迅速かつ的確に関係機関等に伝達できる体制の整備に努める。

（３）地震等関係資料のデータベース化の構築

災害発生時等において，地震情報等を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう，過去の地震等の関係資料を収集・整理し，データベース化を図る。

２　主要関係機関における地震等観測体制の整備

市，県及び主要関係機関における観測施設の整備については，現有施設の十分な活用を行うとともに，地震計，自記雨量計及び自記水位計等の整備・充実を図る。

また，市及び県は，迅速な緊急地震速報の伝達のため，その伝達体制及び設備等の充実を図るよう努める。

３　情報伝達体制の整備

（１）地震観測体制の強化

気象庁及び文部科学省が行う地震動の観測体制と，消防庁及び県が行う計測震度計設置事業による地震動の観測体制との連携を図りつつ，的確な緊急対応ができるよう検討する。

（２）情報伝達体制の整備

被災者への情報伝達手段として，緊急速報メール・コミュ二ティＦＭ・ＳＮＳ・地上デジタル放送など地域防災無線系の拡充と，消防庁のＪ－ＡＬＥＲＴ（全国瞬時警報システム）で受信し，防災行政無線で確実に住民への周知を図るとともに，有線系も含めた多様な通信手段で確実に情報伝達ができる体制づくりを図る。

第２　気象情報自動伝達システムの活用

気象情報自動伝達システムの活用により，地震等の情報を自動的に市や消防本部に防災行政情報ネットワークシステムで送信するとともに，防災関係職員の参集のために，関係職員の公用携帯電話に地震情報を電子メール等で送信し，地震発生時の初動体制の確立を図る。

第３　震度情報ネットワークシステムの活用

市並びに消防庁及び県をネットワークで結び，県下各地に配備した計測震度計を利用し，震度情報を集約できる震度情報ネットワークシステムを活用し，地震発生時の初動体制や広域応援等の災害応急体制の確立を図る。

第４節　消防体制の整備

【関係機関：大島地区消防組合消防本部・医療施設管理者・福祉施設管理者】

【名　　瀬：福祉政策課・高齢者福祉課・教育委員会】

【住　　用：市民福祉課・地域教育課】

【笠　　利：いきいき健康課・地域教育課】

地震の発生に際して，消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう，消防活動の組織，方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため，消防組合等のほか，消防団，地域住民及び事業所による消防活動体制，並びに消防用水利，装備及び資器材等の整備を推進する。

第１　消防活動体制の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第４節 消防体制の整備 第１（一般-2-2-9）」参照

１　消防活動体制の整備・強化

２　地域住民の出火防止・初期消火体制と避難誘導体制の整備・強化

３　事業所の出火防止・初期消火体制の整備と要配慮者収容施設への避難応援体制の確立

第２　消防用水利，装備，資器材の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第４節 消防体制の整備 第２（一般-2-2-10）」参照

１　消防用水利の整備[耐震性貯水槽等]

２　消防用装備・資機材の整備（装備，車両等）

３　通信手段・運用体制の整備（消防組合・国）

第５節　避難体制の整備

【関係機関：奄美海上保安部・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部
・医療施設管理者・福祉施設管理者・大型店舗施設管理者】

【名　　瀬：福祉政策課・企画調整課・保護課・土木課・建築住宅課・教育委員会・総務課】

【住　　用：市民福祉課・地域教育課・地域総務課】

【笠　　利：いきいき健康課・土地対策課笠利分室・地域教育課・地域総務課】

地震時には，津波や延焼火災の拡大等のため，住民の避難を要する地域が数多く発生することが予想される。

このため，地震・津波災害時における市長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準，避難対策の実施要領並びに防災マップ及び海抜表示板等を作成し，関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお，避難に際しては，特に高齢者及び障害者その他の要配慮者の安全避難について留意する。

第１　避難場所及び避難所の指定等

市は，地域的な特性や過去の教訓又は想定される災害等を踏まえ，都市公園，公民館若しくは学校等の公共的施設等を対象に，想定される地震の諸元に応じてその管理者の同意を得たうえで，災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所を，必要に応じて予め指定し，住民への周知徹底を図る。

なお，指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

１　指定緊急避難場所

市は，被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが，災害に対して安全な構造を有し，想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって，災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するとともに，沿岸部においては津波避難ビルの指定に努める。

また，指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては，津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに，やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は，建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫，情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

併せて，指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては，必要に応じ，大震火災の輻射熱に対して安全な空間を確保することに努める。

名瀬地域

	避難場所の名称	対象区域
1	弁財天神社（根瀬部）	根瀬部
2	根瀬部水源地	根瀬部
3	名瀬・瀬戸内線（国直方面）	根瀬部
4	小倉神社（知名瀬）	知名瀬
5	市道里～福里間	里・福里
6	エコーAMAMI	小宿・平松町
7	小宿小学校（校舎）	小宿・平松町

8	小宿厳島神社	小宿・平松町
9	小宿中学校（校舎）	小宿・平松町
10	大島郡医師会病院	浜里町
11	介護老人保健施設　虹の丘	浜里町
12	慈愛会　奄美病院	浜里町
13	南海団地：朝仁町9番地内	朝仁・朝仁町
14	しんまち公園	朝仁新町
15	東団地：朝仁新町 43・45・46・47 番地内	朝仁新町
16	農道上原線	朝仁・朝仁町・朝仁新町
17	赤崎公園，市道塩浜・朝仁線（赤崎方向）	朝仁・朝仁町・朝仁新町
18	カトリック芦花部教会（芦花部）	芦花部
19	南洲神社（芦花部）	芦花部
20	名瀬・龍郷線（ゴルフ場方向）	有良
21	陸上自衛隊奄美駐屯地	有良・大熊・鳩浜町・朝日町
22	名瀬・龍郷線（ゴルフ場方向）	大熊
23	大熊ポンプ室敷地	大熊
24	大熊龍王神社	大熊
25	市道鳩浜線	鳩浜町
26	市道本茶線	浦上・浦上町・朝日町
27	浜田機動本社	浦上町・朝日町
28	朝日中学校（校舎）	鳩浜町・朝日町・大熊・浦上町
29	名瀬徳洲会病院	鳩浜町・朝日町・大熊
30	田中一村居住跡	有屋町
31	農道仲勝線	仲勝・仲勝町
32	国立療養所　奄美和光園	和光町・有屋
33	SLビル奄美（サザンリンク株式会社）	和光町
34	奄美看護福祉専門学校	小湊
35	藤田1号耕作道路（神社方向）	小湊
36	農道安木屋場線	小湊
37	市道前勝8号線	前勝
38	大川小中学校（校舎）	西田・西仲勝
39	農道安木屋場線	西田・西仲勝・前勝
40	市道名瀬勝ボレ松線	名瀬勝
41	市道伊津部勝1号線（旧採石場方向）	伊津部勝
42	市道朝戸・和瀬線	朝戸
43	市道平田・朝戸線	朝戸
44	奄美市老人福祉会館	長浜町

45	ながはま公園	長浜町
46	ホテルビッグマリン奄美	長浜町
47	奄美中央病院	長浜町
48	長浜町 16 番地内(にっしょう団地)	長浜町
49	市道塩浜・朝仁線(赤崎方向)	長浜町・塩浜町
50	金久中学校(校舎)	長浜町・塩浜町
51	塩浜町 15 番地内	塩浜町
52	奄美ポートタワーホテル	塩浜町
53	名瀬第二地方合同庁舎	矢之脇町・塩浜町
54	第3里見ビル	矢之脇町
55	矢之脇町 14・15 番地内	矢之脇町
56	らんかん山	入舟町・金久町・港町・矢之脇町
57	ホテルウエストコート奄美	入舟町・金久町
58	柳町 17・19 番地内(通称:腰又)	柳町
59	高千穂神社	井根町・幸町・港町
60	おがみ山	幸町・永田町・末広町・港町・伊津部町・石橋町・久里町
61	配田が丘	石橋町・古田町
62	名瀬小学校(校舎)	幸町・永田町・末広町・港町
63	丸親ビル	港町
64	AiAiひろば	末広町
65	グランセ末広ビル	末広町
66	さつき団地	佐大熊町
67	佐大熊町 11 番地内	佐大熊町
68	伊津部小学校(校舎)	小浜町
69	東が丘団地	小浜町
70	小浜町 11・12・13 番地内	小浜町
71	大島高校(校舎)	安勝町・伊津部町・永田町・石橋町
72	奄美小学校(校舎)	久里町・石橋町
73	奄美高校(校舎)	古田町
74	小俣町4・14・27・30 番地内	小俣町
75	春日町3番地内	春日町
76	市道春日1号線	春日町
77	名瀬中学校(校舎)	真名津町・平田町
78	真名津町 11 番地内	真名津町
79	平田町4番地内	平田町
80	市道平田・朝戸線	平田町
81	平田町 22 番地内(市道平田 29 号線)	平田町

82	平田町 19 番地内(市道平田 26 号線)	平田町
83	山田団地	平田町・春日町

住用地域

	避難場所の名称	対象区域
1	市道青久線	市字青久
2	市小中学校裏畑	市
3	林道住用中央東線	市
4	林道山間支線	山間字戸玉
5	市道山間・市線	山間字戸玉
6	市道山間・嘉徳線	山間
7	山間集落高千穂神社	山間
8	林道滝行線	山間
9	住用中学校裏山	下役勝
10	去勝地区農道横	下役勝
11	中役勝公民館裏山	中役勝
12	上役勝集落墓地前	上役勝
13	旧役勝浄水場	上役勝
14	市道三太郎線	西仲間・石原
15	市道大塔線	見里
16	市道三太郎線	東仲間
17	川内集落裏畑	川内
18	森田邸裏山	摺勝
19	東城小中学校裏山	摺勝
20	市道和瀬・城線	城
21	林道城線	城
22	新和瀬トンネル前広場	和瀬
23	旧和瀬浄水場	和瀬

笠利地域

	避難場所の名称	対象区域
1	秋葉神社	里
2	国道 58 号(手花部方面)	里
3	菅原神社	中金久
4	徳州会　笠利病院	中金久
5	市道赤木名・笠利線(笠利方面)	外金久
6	外金久厳島神社	外金久
7	三鳥屋(津田氏宅)	外金久

8	市道蒲生崎線(赤木名方面)	川上
9	市道川上・笠利線(笠利方面)	川上
10	蒲生崎観光公園	川上
11	市道蒲生崎線(川上方面)	川上
12	楠野地区(裏山)	佐仁1区(楠野地区)
13	市道佐仁・用岬線	佐仁1区・佐仁2区
14	佐仁厳島神社	佐仁1区・佐仁2区
15	県道佐仁・万屋・赤木名線(佐仁方面)	用
16	笠利中学校	笠利1区・笠利2区・辺留
17	市道東部線	辺留・須野・須野崎原・土盛・宇宿・万屋・節田
18	川上石油店	笠利3区
19	須野ダム	辺留・須野
20	奄美市歴史民俗資料館	須野崎原
21	宇宿農道 25 号線(泰氏宅周辺)	宇宿
22	前田氏宅	城間
23	太陽が丘運動公園	笠利町全域
24	市道赤木名・和野線	和野
25	市道節田 14 号線(上部)	節田
26	市道手花部・節田線及び農道節田・土浜線交叉周辺	節田
27	平公民館	平
28	市道平・土浜線	土浜
29	市道喜瀬・用安線	用安
30	旧市道神の子1号線	用安
31	緑が丘小学校	喜瀬1区・喜瀬2区
32	国道 58 号(龍郷町方面)	喜瀬1区
33	喜瀬2市営団地喜瀬2	喜瀬2区
34	手花部田	喜瀬3区
35	国道 58 号(手花部方面)	喜瀬3区
36	市道手花部・打田原線(前肥田方面)	打田原
37	鯨浜地区(裏山)	打田原
38	打田原崎原地区(裏山)	打田原
39	前肥田墓地周辺	前肥田
40	市道手花部・打田原線(打田原方面)	前肥田
41	国道 58 号(赤木名方面)	手花部
42	国道 58 号(喜瀬方面)	手花部

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第５節 避難体制の整備 第１　２～６（一般-2-2-13）参照

２　指定避難所

３　避難所の整備

４　避難所における備蓄等の推進

５　福祉避難所の設置

６　避難路

第２　地域における避難体制の整備

１　避難の指示・誘導体制の整備

（１）避難指示等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化

ア　避難措置は，原則として高齢者等避難及び避難指示の２段階に分け実施するが，状況によっては段階を経ず，直ちに避難指示等を行う。（避難指示等の実施基準は，**第３部第２章第７節「避難の指示，誘導」地震-3-2-24参照**）

イ　市長以外の避難指示権者は，各法律に基づき，それぞれの状況に応じて避難の指示を行う。

ウ　市長は，関係機関の協力を得て，管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。

また，避難指示権者は，避難指示等の実施について法令等が定めるもののほか，本計画及び鹿児島県地域防災計画により行う。

避難指示等一覧（２類型）

類型	発令時の状況	居住者等が取るべき行動
高齢者等避難	**●災害のおそれあり** 要配慮者等，特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり，人的被害の発生する可能性が高まった状況	**●危険な場所から高齢者等は避難** ・　高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※　避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等，及びその人の避難を支援する者 ・　高齢者等以外の人も必要に応じ，出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり，避難の準備をしたり，自主的に避難するタイミングである。例えば地域の状況に応じ，早めの避難が望ましい場所の居住者等は，このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
避難指示	**●　災害のおそれ高い** ・前兆現象の発生や，現在の切迫した状況から，人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等，地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	**●　危険な場所から全員避難** ・　危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

※　津波については，情報収集や総合的な判断に時間を費やすことが避難指示等の発令の遅れに繋がる危険があるため，「強い地震（震度４程度以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合」又は「津波警報等を覚知した場合」は避難指示を直ちに発令することとする。

（２）避難指示等の実施要領

ア　避難指示等を迅速に実施するため，災害時における避難指示・判断等を定めた「災害時避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を住民及び関係機関に周知しておく。

イ　市長以外の避難指示権者が避難指示等を行ったときは，各法律に基づいて関係機関に報告又は通知するほか，関係市町村にも通知しなければならない。

ウ　市長は，自ら避難指示等を行ったとき，又は各種避難指示権者より避難指示等を行った旨の通知を受けたときは，知事（県危機管理課長及び県大島支庁長）に報告しなければならない。

（３）避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を安全かつ迅速に行う事ができるよう，次のように誘導体制を整備しておく。

ア　避難活動は基本的に自主避難を原則とし，避難誘導を必要とする場合には，消防団や自主防災組織等のもとで組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に，避難行動要支援者の安全な避難を最優先する。

イ　災害の種類又は危険地域ごとに避難場所への避難経路を予め指定しておき，一般への周知徹底を図る。その際，周辺の状況を検討し，地震の場合は建物やブロック塀等の倒壊や液状化，地すべり等のおそれのある危険箇所を避けるようにする。

ウ　市は，指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は，日本工業企画に基づく災害種別一般図記号を使用し，どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

　このため，市及び県は，災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

エ　状況に応じて誘導員の配置や車両による移送などの方法を講じておく。

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第５節 避難体制の整備 第２　３（一般-2-2-19)」参照

２　避難指示等の伝達方法の周知

第３　要配慮者の避難体制の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第５節 避難体制の整備 第３（一般-2-2-20）参照

１　要配慮者の避難態勢の強化

２　要配慮者の避難態勢の拡充整備

３　在宅避難者等の避難態勢の強化

第４　各種施設における避難体制の整備

１　病院・社会福祉施設等の避難体制の整備

（１）病院・社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には，寝たきりの高齢者や心身障害者，重症患者，新生児又は乳幼児等いわゆる「避難行動要支援者」が多く，自力で避難することが困難であり，また避難先にも介護品等が必要であるなど，災害時にも特別の配慮を要することから，施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

ア　避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は，災害が発生した場合に迅速かつ的確に避難指示等や避難誘導等の対策を実施できるよう，予め避難体制を整備し，施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に夜間においては，職員の動員や照明の確保が困難であることから，消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また，社会福祉施設や病院等の管理者は，日頃から市や他の類似施設，近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら，災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

イ　緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は，災害に備えて消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等，緊急時における避難指示等や誘導にあたっての情報伝達の手段・方法を確立するとともに，災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

ウ　防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は，施設等の職員や入所者等が災害時において適切な避難行動が取れるよう定期的に防災教育を実施するとともに，施設の立地条件や施設の構造及び入所者や患者の実態等に応じた避難訓練を定期的に実施するよう努める。

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第５節 避難体制の整備 第４　２～３（一般-2-2-22)」参照

２　不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

３　学校における児童・生徒の避難体制の整備

第５　避難誘導及び避難所の運営体制

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第５節 避難体制の整備 第５（一般-2-2-23)」参照

１　避難誘導及び避難経路の確保

２　避難所の開設・収容体制の整備

３　避難所の運営体制の整備

４　避難所の生活環境改善システム等の整備

５　避難所巡回パトロール体制の整備

第６節　救助・救急体制の整備

【関係機関：奄美海上保安部・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部】

【名　　瀬：総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

地震時には，建物倒壊，火災，水害又は地すべり等の被害の可能性が危惧され，多数の救助・救急事象が発生すると予想される。

市は総力を挙げて救助・救急活動を行うものとするが，詳細な計画内容は消防組合消防計画に準じる。

第１　救助・救急体制の整備

以下，**「一般災害対策編 第２部 第２章 第６節 救助・救急体制の整備　第１（一般-2-2-25）」参照**

１　関係機関等による救助・救急体制の整備

２　救助の実施体制の構築

３　住民の救助・救急への協力

４　孤立集落対策

第２　救助・救急用装備，資器材の整備

１　装備・資器材等の整備

（１）市及び県（常備消防を含む）

ア　地震災害時に同時多発する救出・救助事象に対応するため，各消防署所，消防団及び自主防災組織等において必要な救助用装備・資機材の整備を以下のとおり図っていく。

表　関係機関と整備内容

関係機関	整　備　内　容
消防署等	①　高度救助用資機材 画像探索装置Ⅰ・Ⅱ型，熱画像直視装置，夜間用暗視装置，地中音響探知機 ②　救助用ユニット（油圧式救助器具，空気式救助器具，切断機（鉄筋カッター）） ③　消防隊員用救助用資機材 大型万能ハンマー，チェーンソー，切断機（鉄筋カッター），削岩機（軽量型），大型バール，鋸，鉄線鋏，大ハンマー，スコップ，救助ロープ（10m）
消防団	①　救急救助用器具 エンジンカッター，ジャッキ，油圧切断機，救命胴衣，チェンソー，発電機，災害対策用多機能型ノズル，自動体外式除細動器
自主防災組織	①　担架（毛布・枕を含む） ②　救急カバン ③　簡易救助器具等（バール，鋸，ハンマー，スコップ他） ④　防災資機材倉庫等

イ　地震災害時に同時多発する救助・救急事象に対応するため，高度救助用資機材を装備した地震・津波災害対策用救急車の整備を図っていく。

以下，**「一般災害対策編 第２部 第２章 第６節 救助・救急体制の整備 第２　２（一般-2-2-31)」参照**

２　救急・救助体制の整備

第７節　交通確保体制の整備

【関係機関：奄美海上保安部・鹿児島県・奄美警察署】

【名　　瀬：土木課・農林水産課・総務課】

【住　　用：産業建設課・地域総務課】

【笠　　利：建設課・農林水産課・地域総務課】

地震時には，道路・橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想される。

このため，交通の混乱を防止し，緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

第１　道路整備計画

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第７節 交通確保体制の整備 第１（一般-2-2-32)」参照

１　交通施設整備計画

２　道路施設等の点検・整備

第２　交通規制の実施責任者

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第７節 交通確保体制の整備 第２（一般-2-2-33)」参照

１　交通規制の実施責任者

２　緊急通行車両の事前届出

第３　交通規制の実施体制の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第７節 交通確保体制の整備 第３（一般-2-2-34)」参照

１　交通規制の実施体制の整備方針

第４　法面崩壊等防止対策

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第７節 交通確保体制の整備 第４（一般-2-2-34）」参照

１　法面崩壊等防止対策

第５　交通途絶予想箇所

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第７節 交通確保体制の整備 第５（一般-2-2-34)」参照

第８節　輸送体制の整備

【名　　瀬：土木課・商工情報課・総務課・各関係機関】

【住　　用：産業建設課・地域総務課】

【笠　　利：建設課・空港管理事務所・産業振興課・農林水産課・地域総務課】

地震災害時には，被害者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するために必要な要員及び物資の輸送を迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため，各計画において効率的に実施されるように必要な車両，船艇及び労務の確保を図るため，輸送体制の整備を計画的に推進する。

第１　災害を想定した輸送計画の確立

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第８節 輸送体制の整備 第１（一般-2-2-35)」参照

第２　輸送施設の指定

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第８節 輸送体制の整備 第２（一般-2-2-35）」参照

第３　緊急輸送活動に資する道路啓開体制の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第８節 輸送体制の整備 第３（一般-2-2-35）」参照

１　災害に備えた道路啓開体制

２　道路啓開路線の情報収集

第９節　医療体制の整備

【関係機関：大島郡医師会・大島郡歯科医師会】

【名　　瀬：健康増進課】

【住　　用：市民福祉課・市民課】

【笠　　利：いきいき健康課】

地震時には，多数の負傷者が発生し，また医療機関が被害を受けるなどし，混乱が予想される。

このため，発災時に備え，必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び医療救護班の編成基準など，医療体制の整備を計画的に推進する。

第１　拠点となる医療施設の強化

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第９節 医療体制の整備 第１（一般-2-2-36)」参照

第２　広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第９節 医療体制の整備 第２（一般-2-2-36)」参照

１　広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）

２　後方搬送体制の整備

第 10 節　その他の地震災害応急対策事前措置体制の整備

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部】

【名　　瀬：環境対策課・福祉政策課・建築住宅課・水道課・教育委員会・総務課】

【住　　用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠　　利：市民課・いきいき健康課・建設課・地域教育課・地域総務課】

市及び県は，その他の地震災害応急対策事前措置体制について整備を計画的に推進する。

なお，大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し，孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて，必要とされる食料，飲料水及び生活必需品等の物資について，予め備蓄・調達体制等の整備に努める。

第１　備蓄物資計画

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第 10 節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第１（一般-2-2-37）」参照

１　備蓄計画（段階的な備蓄の方法）

２　事業所及び住民等による備蓄

３　流通在庫備蓄

４　備蓄物資の運用

第２　給水体制の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第 10 節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第２　１～５（一般-2-2-38）」参照

１　給水体制

２　応急復旧体制の整備

３　応急給水体制の整備

４　応急対策資料の整備

５　広域応援体制の整備

６　地震対策マニュアル類の整備

水道事業者は，地震・津波災害時における応急対策の諸活動を迅速・的確に実施できる体制を確立し，通常給水の早期回復と計画的な応急給水等を行うため，各水道事業体の規模や地域特性に応じた地震対策マニュアル類の整備に努める。

第３　生活必需品の供給体制の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第 10 節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第３（一般-2-2-39）」参照

１　生活必需品備蓄計画の策定

２　流通在庫の調達

第４　感染症予防，食品衛生，生活衛生，し尿，ごみ処理対策の事前措置

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第 10 節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第４（一般-2-2-39）」参照

１　感染症予防対策

２　食品衛生対策

３　生活衛生対策

４　仮設トイレの確保

５　清掃班の編成

６　広域応援体制の整備

７　ごみ処理対策

第５　住宅の確保対策の事前措置

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第 10 節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第５（一般-2-2-40）」参照

１　住宅の供給体制の整備

２　応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

第６　文化財や文教施設に関する事前措置

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第 10 節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第６（一般-2-2-41）」参照

１　文化財に関する事前措置

２　文教施設に関する事前措置

第７　総合防災力の強化に関する対策

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第 10 節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第７（一般-2-2-41）」参照

１　消防施設・設備の整備計画

２　防災拠点の整備の推進

第８　臨時ヘリポートの選定基準等

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第 10 節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第８（一般-2-2-42）」参照

１　臨時ヘリポートの選定

２　危険防止上の留意事項

３　ヘリポートの管理

４　県への報告

５　消防・防災ヘリコプターの運航体制の確立

６　災害時のヘリコプター利用の事前協議

第９　災害用装備資器材等の整備

以下,「一般災害対策編 第２部 第２章 第 10 節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第９（一般-2-2-43）参照

１　装備資機材等の整備

２　点検・調達計画

第 11 節　複合災害対策体制の整備

【関係機関：奄美海上保安部・鹿児島県・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部・各関係機関】

【名　　瀬：総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

第１　市及び県等の複合災害対策

以下,「一般災害対策編 第２部 第２章 第 11 節 複合災害対策体制の整備 第１（一般-2-2-44)」参照

第２　複合災害を想定した訓練

以下,「一般災害対策編 第２部 第２章 第 11 節 複合災害対策体制の整備 第２（一般-2-2-44)」参照

第３章　住民の防災意識の啓発及び活動の促進

地震災害に際して効果的な防災対策を行うためには，平素より住民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発及び防災訓練を実施しておくほか，自主防災組織や防災ボランティアの育成強化及び要配慮者対策等を推進し，住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。本章では，このような住民の防災活動の促進についての対策を定める。

第１節　防災知識の普及啓発

【関係機関：各関係機関】
【名　　瀬：教育委員会・総務課】
【住　　用：地域教育課・地域総務課】
【笠　　利：地域教育課・地域総務課】

地震災害に際して的確な行動が取れるよう，住民及び防災関係職員に対して災害予防又は災害応急対策等に関し，防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。

このため，災害予防又は災害応急対策の実施の任に当たる各機関は，それぞれ防災知識の普及・啓発を推進するとともに，教育機関及び民間団体等との密接な連携のもと，防災に関するテキストやマニュアルの配布，有識者による研修や講演会，実地研修の開催等により，防災教育を実施する。

また，市及び県は，住民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため，防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信する。

なお，防災知識の普及・啓発の推進にあたっては，その内容が性別による固定的な役割に捉われることのないよう留意する。

第１　防災知識普及計画

１　住民への防災広報等による防災知識の普及啓発

防災週間や防災関連行事等においては各種媒体を利用して行うほか，労働安全，交通安全等又は災害安全運動の一環として対策実施機関ごとに災害防止運動を行い，住民の防災意識を高め，防災知識の普及を図る。

（１）防災知識の普及・啓発の手段（媒体）

市が行う防災知識の普及は，以下に示す各種媒体を活用して行う。

ア　広報紙，印刷物（チラシ，ポスター等）
イ　新聞
ウ　地域コミュニティＦＭ等放送施設
エ　講習会，パネル展示会等の開催

（２）防災知識の普及・啓発の内容

防災知識の普及啓発の内容は，概ね以下のとおりである。なお，普及に際しては，高齢者，障害者，外国人，乳幼児及び妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や，被災時の男女のニーズの違い等の男女双方の視点に十分配慮して行う。

ア　住民等の責務

(ｱ)　自ら災害に備えるための手段を講じること

(ｲ)　自発的に防災活動に参加すること

イ　地域防災計画の概要

ウ　災害予防措置

(ｱ)　家庭での予防・安全対策

①地震等に備えた「最低３日，推奨１週間」分の食糧，飲料水，携帯トイレ・簡易トイレ及びトイレットペーパー等の備蓄

②非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ及び乾電池等）の準備

③緊急的な避難スペースや充電手段の確保のための自動車へのこまめな給油

④負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

⑤飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備

⑥保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

(ｲ)　出火防止及び初期消火等の心得

(ｳ)　家屋内，路上又は自動車運転中など，様々な条件下で地震が発生した時に取るべき行動

(ｴ)　地震・津波に関する情報や避難指示等の発表・発令時に取るべき行動及び緊急避難場所や避難場所での行動

(ｵ)　災害時の家族内の連絡体制に関する事前確認

(ｶ)　災害危険箇所の周知

(ｷ)　避難路，緊急避難場所等及び避難方法の確認

(ｸ)　負傷者又は要配慮者等の救助の心構えと準備

(ｹ)　船舶等の避難措置

(ｺ)　気象庁が発表する緊急地震速報の仕組みと対応行動

(ｻ)　気象庁が発表する津波警報等，地震津波関係情報の内容

(ｼ)　地震・津波に関する基礎知識及び津波避難行動

(ｽ)　その他

エ　災害応急措置

(ｱ)　災害対策の組織編成及び分掌事務

(ｲ)　災害調査及び報告の要領，連絡方法

(ｳ)　防疫の心得及び消毒方法・清潔方法等の要領

(ｴ)　災害時の心得

①　災害情報の聴取及び聴取方法

②　停電時の照明

③　非常食糧，身廻り品等の整備及び貴重品の始末

④　初期消火・出火防止の徹底

⑤　避難の方法，避難路及び緊急避難場所等の確認

⑥　高齢者等の要配慮者の避難誘導及び緊急避難場所等での支援

(ｵ)　その他

オ　災害復旧措置

カ　被災地支援

キ　その他の災害に態様に応じて取るべき手段・方法等

（３）防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。なお，「防災週間」，「防災とボランティアの日」及び「津波防災の日」に合わせて，重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

２　学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

幼稚園，小・中・義務教育学校及び高等学校における防災教育は，その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか，適宜，訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど，教育方法を工夫しつつ実施する。

市は，学校において福岡管区気象台名瀬測候所や鹿児島大学地域防災教育研究センター等の専門家や保護者等の協力のもと，防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すとともに，学校教育における取組を支援するため，防災教育に関する情報の提供に努め，各学校からの要望に応じて防災出前講座を行う。

また，青少年，婦人，高齢者，障害者及びボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は，公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど，地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中でそれぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も，地震・津波に関する基礎的知識，防災情報（特に緊急地震速報や津波警報等），災害の原因及び避難又は救助方法等をその内容に組み入れ，防災教育を徹底するとともに，住んでいる地域の特性や過去の地震・津波の教訓等について，実践的防災教育支援事業の成果も踏まえ継続的な防災教育に努める。

以下，「一般災害対策編 第２部 第３章 第１節 防災知識の普及啓発 第１　３（一般-2-3-3)」参照

３　災害教訓の伝承

第２　防災関係機関の職員への防災研修等の実施

以下，「一般災害対策編 第２部 第３章 第１節 防災知識の普及啓発 第２（一般-2-3-3)」参照

第２節　防災訓練の実施

【関係機関：鹿児島県・奄美市・各関係機関】

災害時において，災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう，関係機関と協力して訓練を行う必要がある。このため，災害応急対策の実施責任を有する機関は，それぞれ目標を設定し，効果的な防災訓練の実施を推進する。

１　防災訓練の目標・内容の設定

（１）防災訓練の目標

防災訓練は，時々の状況に応じたテーマを設定し，県・市・防災関係機関及び住民等の参加者が，より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すものとする。

（２）訓練の内容

防災訓練の内容には，以下の内容が考えられる。

ア　動員訓練，非常参集訓練
イ　緊急地震速報(警報)や津波警報等を想定した通信連絡訓練及び対応行動訓練
ウ　消防訓練
エ　救出訓練
オ　避難訓練
カ　給水・給食（炊飯）訓練
キ　医療・救護訓練
ク　輸送訓練
ケ　広域応援協定に基づく合同訓練
コ　その他必要な訓練

２　訓練の企画・準備

（１）訓練の時期

訓練の種類・内容により，最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

（２）訓練の場所

最も訓練効果を上げ得る場所を選んで実施する。

家屋の密集している火災危険区域，建物倒壊が多く見込まれる地域，がけ崩れ等の土砂災害又は液状化のおそれのある地域など，それぞれの地域において十分検討する。

（３）訓練時の交通規制

市は，県公安委員会に対して，防災訓練の効果的な実施を図るために特に必要があると認めるときは，必要な限度において，区域又は道路の区間を指定して歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限するよう要請する。

以下，「一般災害対策編 第２部 第３章 第２節 防災訓練の実施 第３　３～４（一般-2-3-4)」参照

３　訓練の方法

４　訓練結果の評価・統括

第３節　自主防災組織の育成・強化

【名　　瀬：総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

災害を未然に防止又は軽減するためには，市，県及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより，「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもと，住民一人ひとりが災害から自らを守るとともに，地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため，住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の育成・強化を図り，消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに，多数の者が出入りし，若しくは利用する施設又は危険物を製造若しくは保有する事業所においても自衛消防隊等を編成し，大規模な災害・事故等に備えるものとする。

市は，自主防災組織の活動の活性化を図るため，県の助言や県防災研修センターを活用し，自主防災組織の育成・強化のための方策を推進する。

第１　自主防災組織の育成・強化

以下，「一般災害対策編 第２部 第３章 第３節 自主防災組織の育成・強化 第１（一般-2-3-6）」参照

１　自主防災組織の育成・強化体制の確立

２　自主防災組織の組織化の促進

３　自主防災組織の活動の推進

第２　防災リーダー等の育成強化

以下，「一般災害対策編 第２部 第３章 第３節 自主防災組織の育成・強化 第２（一般-2-3-8）」参照

第３　事業所の自主防災体制の強化

以下，「一般災害対策編 第２部 第３章 第３節 自主防災組織の育成・強化 第３（一般-2-3-8）」参照

１　工場，事業所等における自衛消防隊等の設置

２　自衛消防隊等の活動の推進

第４節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

【関係機関：大島地区消防組合消防本部】

【名　　瀬：総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は，当該地区における防災力の向上を図るため，共同して，防災訓練の実施，物資等の備蓄及び高齢者等の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動に関する計画を作成し，これを地区防災計画の素案として奄美市防災会議に提案するなど，市と連携して防災活動を行う。

市は，市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から，奄美市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受け，必要があると認めるときはこれを定める。

第５節　防災ボランティアの育成

【関係機関：奄美市社会福祉協議会・大島郡医師会

・大島郡歯科医師会・大島地区消防組合消防本部】

【名　　瀬：企画調整課・環境対策課・健康増進課・福祉政策課・高齢者福祉課・総務課】

【住　　用：市民福祉課・地域総務課】

【笠　　利：市民課・いきいき健康課・地域総務課・地域総務課】

地震災害時においては，個人のほか，専門的なボランティア等の組織が消火及び救助・救急等の災害応急活動に従事するとともに，被災者個人の生活の維持・再建を支援することが発生直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため，地震災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう，平常時から，個人又は地域や事業所の自主防災組織のほか，幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

第１　防災ボランティアとの連携体制の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第３章 第５節 防災ボランティアの育成 第１（一般-2-3-11）」参照

１　市及び関係機関等における連携体制の整備

第２　防災ボランティア活動支援のための環境整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第３章 第５節 防災ボランティアの育成 第２（一般-2-3-11）」参照

１　市における環境整備

２　ボランティアとの連携等

３　ボランティアの受入れ及び支援体制

４　ボランティアの受付，登録及び派遣

第６節　企業防災の促進

【関係機関：鹿児島県・各関係機関】

【名　　瀬：商工政策課・総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

企業は，災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続及び地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努める。

また，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の耐震化・耐浪化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて，防災活動の推進に努める。

特に，食料，飲料水又は生活必需品を提供する事業者や医療機関等の災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は，市及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

このため，市は，企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに，企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

市は，企業を地域コミュニティの一員として捉え，地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ，防災に関するアドバイスを行うなど，企業の防災力向上の促進に努める。

第７節　要配慮者の安全確保

【関係機関：医療施設管理者・福祉施設管理者】

【名　　瀬：市民課・福祉政策課・高齢者福祉課・紬観光課・教育委員会・総務課】

【住　　用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠　　利：いきいき健康課・産業振興課・地域教育課・地域総務課】

高齢者や乳幼児，傷病者，心身に障害を持つ者，外国人又は観光客・旅行者等は，災害時に迅速・的確な行動が取りにくく，被害を受けやすいことから要配慮者と言われている。今後とも，高齢化や国際化の進展に伴い，要配慮者が増加することが予想されるため，市，県及び防災関係機関は，平素より要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

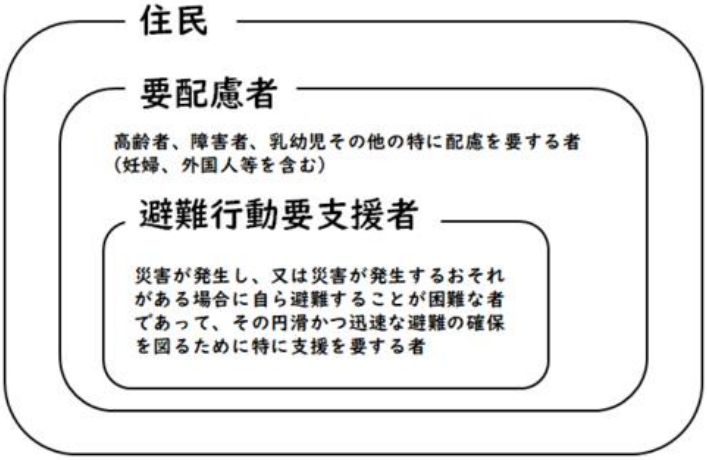

図．「要配慮者」と「避難行動要支援者」の概念図

第１　地域における要配慮者等対策

以下，「一般災害対策編 第２部 第３章 第７節 要配慮者の安全確保 第１（一般-2-3-15）」参照

１　要配慮者の実態把握

２　避難行動要支援者対策

３　支援体制の整備

４　防災設備・物資・資機材等の整備

５　在宅高齢者及び障害者に対する防災知識の普及

６　観光者・旅行者対策

７　外国人対策

第２　社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

以下，「一般災害対策編 第２部 第３章 第７節 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策第２（一般-2-3-17）」参照

１　防災設備等の整備

２　組織体制の整備

３　緊急連絡体制等の整備

４　防災教育・防災訓練の充実

５　具体的計画の作成

６　県及び市による非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等の確認